

2017年7月10日

意見陳述書

原告 松本美智恵

この訴訟の原告は608名で、そのうちの128名は佐世保市民です。石木ダムの最大の目的は佐世保市民のための水源確保だと言われております。受益者であるはずの私たちが、なぜ石木ダムは要らない、工事は止めてほしいと訴えるのか、その理由を裁判官の皆様にお伝えしたくて、この場にやって参りました。陳述の機会を与えて頂き、心から感謝いたします。

私たちが石木ダムは要らないと思う第1の理由は、いま現在、水に困っていないからです。平成6年～7年にかけて西日本各地を襲った大渇水、あれ以来22年間、佐世保では一度も水不足による断水はおきていません。昨年の猛暑の時期も私たちは炊事、洗濯、お風呂など何不自由なく水を使って暮らしていました。当時県内のダムの貯水率は徐々に減少し、大村市では66%まで下がってしまいましたが、その日、佐世保の貯水率は89%で、県平均の84%をもかなり上回っていました。これでどうして慢性的水不足と言えるのでしょうか？

第2の理由は、将来の水需要です。佐世保市は、今後水的需求が急激に増え4万トも足りなくなると説明してきましたが、現実には増えるどころか減っています。人口が減り続けているので、それはごく当然のことです。日本中どこでも水需要は減少しています。長崎市も以前は本明川ダム建設に利水参画していましたが、水需要減少の現実を受け止めてダム計画から撤退しました。諫早市や長与町、時津町も同様に撤退しました。なぜ佐世保市だけが急増すると言えるのか？根拠のない予測を私たちは信じることはできません。

第3の理由は、お金の問題です。このように必要性が疑問視されるダムのために莫大な事業費が投じられています。私たち佐世保市民は、ダム建設費だけでなく、関連事業費を含めると合計353億円もの負担を強いられています。その一部は国庫補助金や市の一般会計、つまり私たちの税金から支出されますが、大半は水道局会計つまり水道料金から賄われています。

ところが、人口減少に伴い水道料金収入は減少の一途を辿っており、

その上、老朽化した施設の更新費用は増える一方です。このような厳しい現実の中で新たなダムを建設することは、水道料金の値上げに繋がります。

生活に欠かせない大事な水、その値上げは生活に困窮している人々にとって死活問題です。今でも全国平均よりもかなり高い佐世保の水をこれ以上高価なものにしないためには、無駄な予算を減らしていかなければなりません。ダムを造る余裕など少しもないはずです。

第4の理由は、漏水対策です。老朽管の更新が全国的に喫緊の課題となっていますが、佐世保市の水道施設は旧海軍から引き継いだ古いものが多く、老朽化は深刻です。耐用年数を越えた水道管の経年化率は、全国平均の約2倍で、それだけ老朽化が進行しています。当然漏水も多く、給水人口20万人以上の水道事業体の中でいつもワースト10に入っています。（平成26年度は99事業体の中で9位）

また、平成27年度の一日平均漏水量は9350トで、それは佐世保市民5万人分の生活用水です。年間の漏水量は342万トで、それは山の田ダム6個分に相当します。そして、その漏水した水の給水原価は7億円にも上ります。佐世保市水道局はこんなにも大量の水やお金を日々無駄にしているのです。この無駄を解決しないまま新たなダムを造るのは優先順位が間違っています。まず今やるべきことは漏水を減らすこと。老朽管を更新し、その対策にこそ私たちの水道料金を使ってほしい。心からそう願っています。

第5の理由は人権です。石木ダムを造ることになれば、建設予定地「川原」の人々の生活が破壊されます。清流を守り、先祖代々受け継いだ田畑や文化を守り、自然の恵と共に穏やかに暮らし続けたいというささやかな願いと権利を奪うこととなります。私たちはそのようなことは決して望んでいません。街頭で署名活動などしていると、「地元の人たちを無理やり追い出して造ったダムの水なんて、とてもじゃないけど飲めない！それだけは止めてほしい」という声によく出会います。

裁判長、私たち佐世保市民は、川原の人々の暮らしを破壊し、人権を侵害する加害者にはなりたくありません。私たちはいま有る水で暮らしていけます！

佐世保市はかつて大変な水不足の時代がありましたが、それが解消されてきたのは、人口減少だけでなく、水道局の皆さんの努力のおかげです。川棚川の豊水水利権の獲得や下ノ原ダムの嵩上げなど様々な対策を

積み重ねてこられた賜物です。私たち市民は水道局職員の努力を知っています。感謝しています。しかし、おそらく、それ以上の抜本的な対策は難しいでしょう。なぜならトップが石木ダム有りきの政策に固執しているからです。

平成6年の大渇水の直後、当時の梯佐世保市長は、それまでの水源対策が不十分だったことを悔やみ、そこには県の圧力があったことを示唆するコメントを平成7年3月31日の朝日新聞に残しています。石木ダム以外の対策を探っていると、県は「石木ダム計画に影響しないように」と釘をさしてきたそうです。つまり、他に水源が確保されると石木ダム不要論につながるので、よけいなことはするなという意味だったのでしょう。

必要だから造るのではなく、造ること自体が目的になってしまった石木ダム。地権者の人権を奪い、職員には苦勞を押し付け、市民には大きな財政負担を強いる石木ダム。裁判長、これが公共事業と言えるのでしょうか？公共事業は何のために、誰のためにおこなわれるのでしょうか？

この石木ダム工事差止訴訟が、日本の公共事業のあり方を見直す契機となりますように…裁判長はじめ裁判官の皆様の賢明な判決が得られることを信じて、私の意見陳述を終わります。お聞きいただき、ありがとうございました。